

令和3年度介護報酬改定等において新設・変更等のあった加算等に関する届出の取扱い

【既存事業所における新たな届出の要 / 不要について】

既存事業所において、下表に掲げる 新設・変更等のあった加算等に関しては、基本的に新たに届出が必要となります。

ただし、次の(1)または(2)に該当する場合は、届出不要の取扱いとします。

(1) 新設の加算等の取得を希望しない場合

(2) 変更のあった加算等のうち算定要件等に変更のない区分を引続き算定する場合（区分の名称のみが変更される場合）

例：加算Ⅰイ→加算Ⅱだが算定要件に変更なし

<新設の加算>

新設の加算等を取得する場合は必ず届出が必要となります。

届出がない場合は「1：なし」とみなしますので、取得しない場合は当該加算等に関して届出は不要です。

（下表の「既存事業所の取扱い」において★がついている区分）

<変更のあった加算>

変更のあった加算等は原則、新たに届出が必要となります。

ただし、以下の場合は、届出不要となります。

① 算定要件等に変更のない区分（下表の「既存事業所の取扱い」において*がついている区分）を引続き算定する場合

② 新たな届出がない場合に「1：なし」とみなされる区分（下表の「既存事業所の取扱い」において◆がついている区分）

※ ②については、加算等の取得を希望する場合は、届出が必要となりますので、ご注意ください。

<名称変更のみあった加算>

加算等の取扱いに変更はありませんので、現行の届出状況から変更がない場合には届出不要です。

※正しく届出がなされていない場合、令和3年4月以降の介護報酬請求において返戻（エラー）となる場合や、介護報酬の返還が発生する場合がありますのでご注意ください。

【下表におけるマークの説明】

届出種別	マーク	内容
新規	★	新規の届出がない場合、「1：なし」とみなす。
変更	*	算定要件等に変更のない区分を引続き算定するため、届出不要。
変更	◆	変更の届出がない場合、「1：なし」とみなす。